

学習指導要領の情報共有システム構築のための試論

Constructing a system for sharing information about government guidelines for teaching.

佐藤豊¹⁾, 友添秀則²⁾, 柴田一浩³⁾, 大越正大⁴⁾, 深見英一郎²⁾

¹⁾ 桐蔭横浜大学スポーツ健康政策学部

²⁾ 早稲田大学スポーツ科学学術院

³⁾ 流通経済大学スポーツ健康科学部

⁴⁾ 東海大学体育学部

Yutaka Sato¹⁾, Hidenori Tomozoe²⁾, Kazuhiro Shibata³⁾, Masahiro Okoshi⁴⁾, Eiichiro Fukami²⁾

¹⁾ Toin University of Yokohama

²⁾ Faculty of Sport Sciences, Waseda University

³⁾ Ryutsu Keizai University

⁴⁾ School of Physical Education, Tokai University

キーワード: 体育科教育、学習指導要領、情報伝達システム、広域型連携モデル、現職教員研修

Key words: pedagogy of physical education, government guidelines for teaching, deliverology, wide regional alliance area model, Service training

【Abstract】

It is important to understand that the government guidelines for teaching is the standard of the curriculum and that it hence becomes a guide about actual class practice, when we're aiming to promote better classes (Sugiyama et al.2009).

The guidelines are revised roughly every ten years, but it is seen as a problem that distortions and fixations occur easily in the process of making the guidelines known to teachers all over the country.

Based on a questionnaire survey among teachers and supervisors in school education (n=1185), it was found that there are difficulties in communicating guidelines through a transmission system with multilayered structure, and that teachers lacked interest in the guidelines (Satoh et al.2011).

In our research we have worked on making a system that addressed these problems by constructing a system that shares the information of the guidelines. We produced a test system, "the wide regional alliance area model" that makes use of the information promotion function of the university, and subsequently examined its effectiveness.

We divided all participants into three groups, i.e. that consisting of "duty participants" (263), "positive participants" (891), and "new model participants" (31). We compared the three groups in terms of consciousness for understanding of the guidelines and implementation of the guidelines when conducting a physical education class.

Our results showed that compared with the others, the group of "model participants" had a strong consciousness about and understanding of the guidelines of teaching as well as the importance of physical education classes.

I. 問題の所在

学習指導要領(以下、要領と略す)は、大綱的な教育課程の基準として教師が授業を行う際の拠所となっており、おおよそ 10 年ごとに改訂が行われている(文部科学省, 2008a, 2008b, 2009a, 2009b; 杉山ほか, 2009)。図 1 は、現在の要領の主な情報周知経路(注 1)を示したものである。改訂要領に関する情報が、文部科学省(以下、文科省と略す)から体育・保健体育科教員まで伝

達される周知経路には 3 つの段階がある。1 つ目は、文科省が地方説明会や法定研修会等を通して各都道府県や政令指定都市の教育委員会(以下、教委と略す)に対して行う第 1 段階(注 2)、2 つ目は、各都道府県、政令指定都市の教委が管内の市町村教委や学校に対して行う第 2 段階、そして 3 つ目は、体育主任等が自校の教員に行う第 3 段階がある。

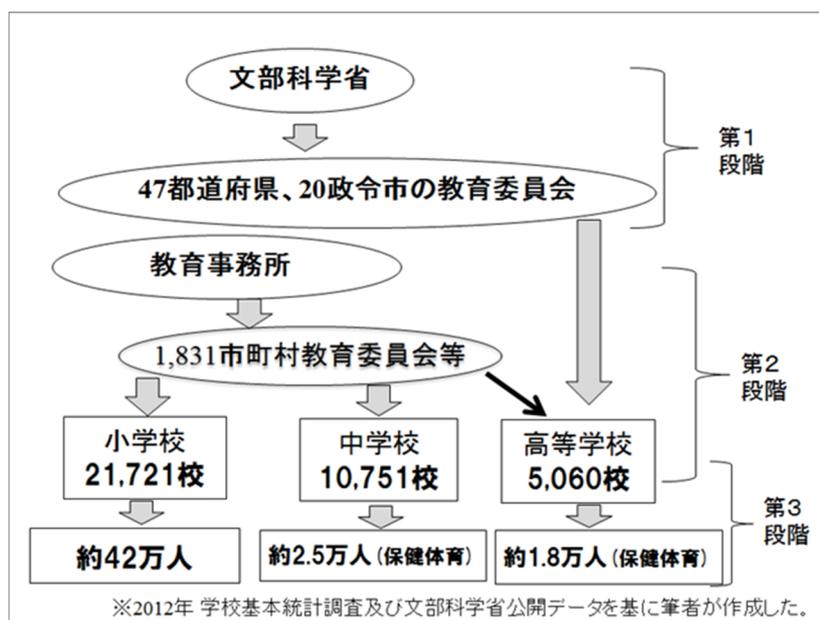


図 1 現在の要領の主な周知経路

図 1 に示した「現在の要領の主な周知経路」は、これまで体育・保健体育の授業の質保証に関して、学校現場への情報の周知という点で一定の役割を果たしてきた(OECD, 2001; 佐藤・森, 2012)との報告も見られる。反面、文科省からの上意下達型の伝達方式に問題がある(出原, 1992)との指摘がなされていたが、要領全面実施後の調査結果から、国や各教委による要領周知の不徹底さが原因で、学校によっては要領を踏まえていない取組がみられたり(文部科学省, 2006a)、全国指導主事連絡協議会において、要領を熟知していない教員が多数存在したりする(白旗, 2012; 白旗・森, 2012)との報告があるなど、周知システムの構造的な問題が依然として内在していると推察される。一方、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 19 条によれば、教委の

指導主事は、県や域内の教員に対して、教育の専門的視点からの指導助言を行う責務を負っている。しかし、周知経路の第 2 段階には県教委や教育事務所といった複数の組織が介在するため、正確な情報が伝わりにくいケースが生じる(佐藤ほか, 2011)。また、指導主事の指導経験は様々で、なかには要領や体育・保健体育の授業づくりに関して十分な専門的知識を有していない者もいる(佐藤ほか, 2012, 2013)。

その他、地方自治体における教育行政は、主に首長から独立した教委が責任を負っていることから、指導主事は議会への対応や事務処理等の業務も多い。そのため、指導主事自身の教員指導に関する研修が不十分で、教員への指導助言に対して不安を抱える指導主事も少なくない(佐藤, 2011)。

このような要領周知経路を要因とする複数の組織の介在による情報の不正確さを克服するためには、図1の各段階を越えて、要領周知にかかわる話題を中心として指導主事と教員が定期的に顔を合わせ情報交換することが解決策の一つと考えられる。

また、中央教育審議会答申において、教科や教職についての基礎・基本を踏まえた理論と実践の往還による教員養成の高度化が大学に求められていること（文部科学省，2006b）、教委と大学との連携・協働が求められていること（文部科学省，2012）から、教員養成に携わる大学にとっても周知に関わる情報に対し積極的に関与することは有益であり、教職生活全体を通じて学び続ける教員（文部科学省，2012）を継続的に支援するための機能強化に資すると考えられる。

したがって、要領に関する情報を学校（教員）、教委（指導主事）、大学（体育科教育学研究者）が共有するシステムを構築することは、学校現場や教育行政がそれぞれの場において、要領の周知に関わって生起する様々な問題が直接的に大

学にフィードバックされることにもなる。このような取り組みを継続することによって、大学の研究分野や実践分野でそれらの問題の解決策が蓄積される時、大学の機能強化に大いに資することが期待できると考えられる。

また、現在の単線型の周知経路に加えて、要領理解・周知にかかわって体育・保健体育科教員、指導主事、大学研究者が連携・協働し、定期的な情報交流が可能な範囲で研究会機能を有した広域型地域連携モデル（注3）を構築することは、上意下達の情報伝達を補足し、一層の要領理解の促進が期待できると考えられる。

本研究では、上記の問題意識から、教員及び指導主事に対する意識調査を通して要領周知の広域型地域連携モデルの効果を明確にすることを目的とした。

この目的のため、図2で示した手続きにより、
 (1) 要領の周知経路の課題を整理すること
 (2) 広域型地域連携モデル参加者に対する意識調査を実施すること
 という2つの下位課題を設定した。

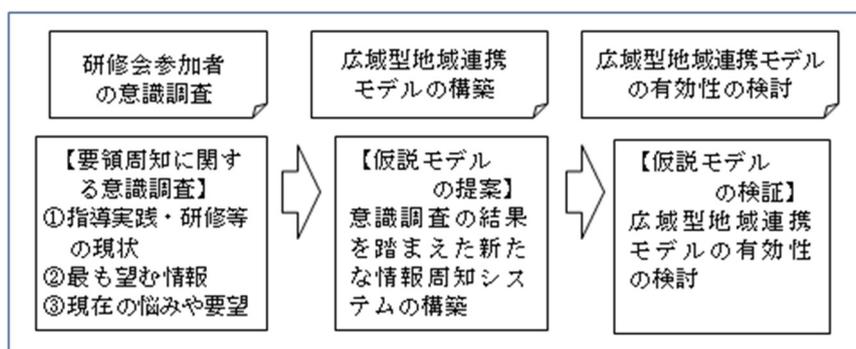


図2 広域型地域連携モデルの効果を検討する手続き

II. 方法

1. 対象と期間

要領の周知に関わる全国の課題を遍く収集するために、対象者の選定については、1) 広域的、2) 様々な職種・校種、3) 要領や体育授業に対して多様な立場という3点に配慮した。その結果、調査対象は全国各地で開催された体育・保健体育科に関する研修会等の参加者のうち、調査協力を承諾した教員1142人、指導主事43人の計1185人であった（注4）。調査は2011年5月～

2012年3月にかけて実施した。

2. 調査内容及び手続き

本研究では、次の3つの手続きを通して、広域型地域連携モデルの効果を検討した。詳細な手続きについては、以下に解説した。

1) 要領周知に関する意識調査

効果的な要領周知システムの構築に向けた情報を収集するとともに、現在の要領周知システム

の問題点を確認、整理することを目的として、要領の周知や授業実践に関わる小学校教員、中・高校保健体育科教員及び教委指導主事を対象に、質問紙による調査を実施した。調査内容は、改訂要領に関する情報理解及びよりよい体育授業実践に向けた、(1) 指導実践・研修等の現状、(2) 最も望む情報(複数選択)、(3) 現在の悩みや要望等(自由記述)の3項目を設定した。(1) 指導実践・研修等の現状については、①授業改善に対する意欲、②情報収集に対する意欲、③自身の状況対応力に対する認識、④連携・協働に対する認識、⑤情報発信に対する意欲といった5視点から15の質問項目を設定し、「あてはまる…4点」から「あてはまらない…1点」までの4件法で回答してもらい、得点化して各属性間で平均値を比較した。(2) 最も望む情報については、①改訂要領、②授業づくり、③指導計画、④評価方法(国立教育政策研究所 教育課程研究センター, 2011a, 2011b, 2012)の4視点から17の選択肢を設定し、その中から「あなたが今、最も望む情報」を3つまで選択させた。(3) 現在の悩みや要望等の項目については教員や指導主事が意識する諸問題を広く収集するために自由記述とした。

なお、(1) 指導実践・研修等の現状に関する質問項目、(2) 最も望む情報に関する選択肢の作成に当たっては、体育科教育学の研究者と指導主事経験者を中心に調査項目検討会において慎重な議論を経て作成した。現在の要領周知システムの問題点を確認、整理するという調査目的に関連した必要十分な調査項目が含まれるように、また質問内容に偏りがないように設定した(注5)。くわえて指導主事8名を含む43名の教員が参加した研修会において予備調査を行い、質問項目の内容が両者に十分に理解されることを確認し、最終的に(1) 指導実践・研修等の現状に関して15の質問項目、(2) 最も望む情報に関して17の選択肢を選定した。なお、質問紙の信頼性を担保するため、反転項目を5項目(1、6、8、9、14)設定するとともに無記名による回答を求めた。

2) 意識調査の結果を踏まえた新たな要領周知システムの提案

体育・保健体育科教員及び指導主事を対象とした、要領周知に関する意識調査の結果から、次のような問題が予想される。それは、先述したように文科省から現場教師までの単線型の情報伝達経路の中でも特に第2段階には、教委や教育事務所等複数の組織が介在しているために、正しい情報が伝わりにくいこと、また情報の受送信を行う指導主事が体育・保健体育科の専門的知識を必ずしも十分に有していないこと等が挙げられるだろう。これらの問題に対応するために、現在の周知経路に加えて、効果的な要領周知システム「広域型地域連携モデル」を構築する。ここでは教員・指導主事・大学研究者が立場を超え、顔をつき合わせて情報交流することで、文科省からの教育課程に関する情報が学校現場により正確に、確実に届きやすくなるだけにとどまらず、3者それぞれにとっても以下のようなメリットが考えられる。

- ① 体育事の指導助言を間近に見ることで、教員への対応の仕方について実践的に学ぶことができる。
- ③ 大学研究者は、教育課程や学校現場の取り組みに関して情報を得やすくなる。またそれらの情報を、教員を目指す学生たちに還元することができる。

ここで定義する広域型地域連携モデルとは、現在の情報周知システムを否定するのではなく、これに加えてより円滑に情報伝達しやすくなるための情報の収集や提供、授業実践に役立つ情報の交流を促進することを目的とした研究会組織を指す。

3) 新たな要領周知システムにおける参加者への効果の検討

実際に教員と指導主事を対象に、新たな要領周知システムを一定期間運用し、期間終了後に前掲した質問紙で、(1) 指導実践・研修等の現状、(2) 最も望む情報に関する調査を行うことにより、新たな要領周知システムにおける参加者への効果について検討しようとした。具体的には、

現在の要領周知システムである悉皆研修会への参加者(1185人)を、彼らの参加頻度の違いから、①悉皆研修のみの消極的動機による参加者を「消極的参加者(263名)」、②学会や研究会等へ複数回出席している積極的な参加者を「積極的参加者(891名)」、及び③定期的に開催される広域型地域連携モデル「K ネットワーク研究会」に3回以上参加した参加者を「K ネットワーク参加者(31名)」として、3者で意識調査の平均得点を比較した(注6)。

3. 統計処理

研修会への参加頻度別にみた各参加者の意識の違いを検討するために、一元配置分散分析及び Scheffe の多重比較を行った。また、新しい周知モデルへの K ネットワーク参加者の意識変化を明らかにするために、対応のない t 検定を行

った(注7)。なお統計処理には IBM SPSS Statistics 20 を用いた。

III. 結果と考察

1. 対象者の属性及び研究会への参加度

表1、2、3は、対象者の属性及び研修会への参加度を示したものである。表1から、調査対象者の教員の参加者では中学校が47.9%と最も多く、次いで小学校が34.4%であり、小・中学校教員で80%以上を占めていた。表2から、参加者の中心となった教員の77.0%は、保健体育科の研究会に「定期的に」、「機会があれば」参加していた。平均年齢は40.6歳(SD: 9.0)で、30-40歳代が最も多く、教員歴16.6年(SD: 9.5)の経験豊富な教員であった。表3から、九州・沖縄、関東・甲信越の地域を中心に回答が得られた。

表1 対象者の内訳

職種	人数	割合
教員	小学校	408人 34.4%
	中学校	568人 47.9%
	高等学校	166人 14.0%
教育委員会指導主事	43人	3.6%
計	1185人	100%

表2 教員の研修会への参加度

参加度	人数	割合
定期的に参加	103人	9.0%
機会があれば参加	776人	68.0%
ほとんど参加していない	224人	19.6%
全く参加したことがない	39人	3.4%
計	1142人	100%

表3 対象者の勤務地

地域	人数	割合
九州・沖縄	660人	55.7%
関東・甲信越	360人	30.4%
中国・四国	124人	10.5%
関西・東海	36人	3.0%
北海道・東北	5人	0.4%
計	1185人	100%

2. 最も望む情報(複数選択)

図3は、要領及び授業づくりに関わって対象者が最も望む情報について割合が多かったものを抜粋して取り上げ、まとめたものである。その結果、教員は、「授業づくりの方法(49%)」を挙げた者が最も多く、次いで「評価規準の設定の仕方や評価方法の工夫(31%)」、「教材や教具の開発情

報(26%)」という順であり、授業づくりと評価に関する項目が上位3つとなった。また、「学校現場の実践内容(24%)」「参考となる年間指導計画のサンプル(23%)」や「参考となる単元計画例(22%)」「他校の指導案のサンプル(18%)」等、授業実践にすぐ役立つ資料を求める項目が高かった。

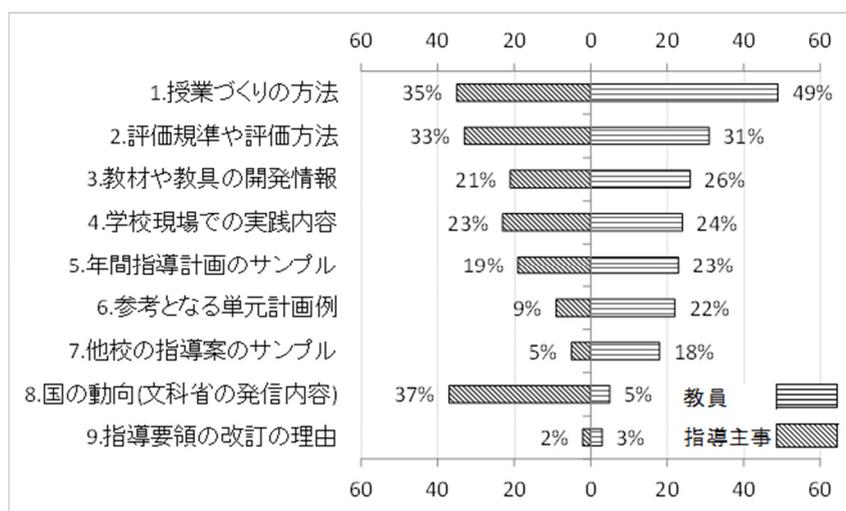


図 3 要領及び授業づくりにかかわって最も望む情報

一方、指導主事は、「国の動向(文科省の発信内容)(37%)」が最も多く、次いで「授業づくりの方法(35%)」、「評価規準の設定の仕方や評価方法の工夫(33%)」という順であった。指導主事としての職務遂行に関連する内容、すなわち、指導助言の一つとして、文科省からの情報を正確に教員に伝達することや、授業づくりや評価に関する内容等を求めていることが示された。

教員と指導主事との間で、最も大きな差がみられたのは「国の動向」で、情報の受送信という要領周知の中核を担う指導主事が 37% だったのに対し、情報の最終受信者である教員が 5% にとどまった。要領そのものや国の動向に対する教員の関心の低さが浮き彫りとなったが、「要領の改訂の理由」については教員、指導主事ともに 5% 以下できわめて低かった。ここから、指導主事でさえ、要領の「何が」変わったかについて関心はあっても、「なぜ」変わったかについては、あまり関心をもっていないことが推察された。

これらの結果から、研修会等に参加する教員と指導主事は共通して、「授業づくり」と「評価」に関する情報を必要としていることが示された。教員は自身の授業実践にとってすぐに役立つ情報を必要とし、一方で指導主事は、国の動向はもちろん、教員の授業実践に対して指導助言する際に必要な知識に関する情報を必要としていることが示唆された。

3. 現在の悩みや要望等(自由記述)

表 4 は、要領の周知及びそれを踏まえた指導や実践に関して最も困っていることを自由記述させ、その結果を集計したものである。具体的には、筆者ら全員で KJ 法を用いて整理・集計した結果、表 4 に示したように 7 つの内容に分類することができた。()内の数値は全回答数を、また表内の各数値は、小学校、中・高校、指導主事のうち、いずれか 2 者以上で全回答数の 5% 以上の回答が得られた内容を抜粋して示した。また表 5 は、表 4 の中で、要領周知に関する主な記述内容を抜粋して具体的に示したものである。その結果、小、中・高校教員に共通して最も多かった回答は、「1. 施設・用具の確保」、「2. 授業づくり・展開」であった。「1. 施設・用具の確保」とは、具体的にボール運動の器具・用具の不足(小学校教員、以下小学校と略す)、学習に必要な用具が揃わない中学・高校教員、以下(中・高校と略す)等であった。また「2. 授業づくり・展開」とは、自分が体験したことのない運動種目をどのように指導したらよいか(小学校)、ダンス、ベースボール型の球技の指導内容の明確化(中・高校)等であった。このように、教員では共通して要領の理解よりも授業実践にかかわる課題を解決することに意識が向いていることが確認された。一方、指導主事では、「5. 正しい理解」、「6. 学習指導要領の周知」が最も多かった。

表 4 要領の周知及びそれを踏まえた指導や実践に関して最も困っていること

自由記述の内容		小学校教員 (270)	中学・高校教員 (284)	指導主事 (30)
1	施設・用具の確保	33	68	2
2	授業づくり・展開	33	49	1
3	研修時間の確保	38	15	1
4	年間指導計画の立案	24	28	2
5	正しい理解	14	7	5
6	学習指導要領の周知	14	6	5
7	意識レベルの違い	14	6	4

※()内は全回答数。小学校、中・高校、指導主事のうち、いずれか2者以上で5%以上の回答が得られた内容を抜粋して示した。

表 5 「表 4」の中で要領周知に関する具体的な記述内容(抜粋)

項目	具体的内容
6 学習指導 要領の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・要領改訂に関する講習を受けられるのは教務主任だけ。実際に子どもを指導する大多数の教員は、全教科について理解することができない。特に体育に関する情報は非常に少ない(小学校) ・要領改訂に関する情報は下りてくるが、文科省→県→事務所→各教員と伝言される毎に改訂の趣旨や解釈のしかたが違ってくる(中・高校) ・多忙な教師たちの力になろうと学校現場で情報発信したいが、機会も限られるため、すべての学校に周知徹底できていないのが現状(指導主事)
5 正しい理解	<ul style="list-style-type: none"> ・教員によって学習指導要領の理解度に差がある。自分自身も理解が不十分で、解説を読み解き、わかりやすく伝えることに難しさを感じる(指導主事) ・体育で言語活動をどうしたらよいか、考え方や行い方を知りたい(中・高校)
3 研修時間 の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・現場では多くの行事などに時間を取られ、授業実践に要する時間・労力が不足しがち(小学校) ・(専科であることから)本来、教員自身が要領を熟読して正しく理解し、実践に生かすべきであるが、そのような努力が不十分である(中・高校) ・武道/ダンスは大学時代に履修経験がなく指導することに大変不安を覚えるが、校務や生徒指導に追われ、校内研修の機会も十分にとれない(中・高校)
7 意識レベル の違い	<ul style="list-style-type: none"> ・体育科内の教員によって温度差がある。要領の周知徹底や実施に向けて、指導研修への参加が必要だと思われるが、心理的・時間的な側面もあって難しい(指導主事) ・高校は、部活には熱心で競技力向上には関心があるが、関心が無い授業に対していかに関心を持ってもらえるかが一番の課題(指導主事) ・学校内(体育科)での意志統一が図れない。年齢バランスなど、さまざまなしらみがあって年齢の若い自分が発信できる状況にない(中・高校)

表 5 から、教員からは「要領改訂のポイントに関する講習会を受けられるのは、教務主任だけであり、すべての教科について理解することができない(小学校)」、「特に体育に関する情報は非常に少ない(小学校)」、「要領改訂に関する情報は下りてくるが、文科省(国)→県→事務所→各教員と伝達される毎に改訂の趣旨や解釈の仕方が違ってくる(中・高校)」、「校内研修の時間確保が難しい(中・高校)」といった回答が見られた。

また指導主事からは、「教員によって要領の理解度に差がある。この現状において限られた機会に、どのように情報発信すべきかが課題」、「部活動には熱心で競技力向上には関心がある高校教員に、いかに授業に対して関心を持ってもらえ

るか」、「要領の内容が正しく理解できていない現状がある。解説を読み解き、わかりやすく伝えることの難しさがある」といった回答が見られた。

このように、教員からは「学校の全教員に情報が十分行き届かない」、また「情報を伝達する指導主事によって内容が変わる」、さらに「校務多忙で要領の理解まで行き届かない」といった課題が確認された。他方で、指導主事からは「部活動指導に熱心な教員に対して、いかに授業改善に関心を持ってもらうか」といった様々な教員への対応や、「学校や教員の実態に対応して情報を咀嚼し発信することが求められているが、自身の理解や対象の多様さに対して十分に伝えられていない」などの、問題の所在で指摘される要領周知に

関わる課題が確認された。

4. 広域型地域連携モデルの検討と実践

1) 意識調査の結果からみた広域型地域連携モデルの提案

教員及び指導主事を対象に行った意識調査の結果から、経験豊富で研修会への参加意欲の高い回答者においても、要領に関する理解不足やそれを踏まえた授業づくりに関わって校内研修を行う時間的余裕がない現状が確認された。このことから、1 つは改訂要領の趣旨及び新しい体育授業の進め方に関する情報を、学校現場の教員に対して、確実にかつ遍く行き届かせるシステムが不十分であるという「構造的問題」と、限られた人員で多数の学校、教員に対して、周知徹底を行う指導主事の数と質の不十分さ、また部活動指導には熱心だが、授業改善には関心のない教員や、要領の理解よりも、まずは明日の授業をどう進めるのかという時間的余裕のない教員という「人的問題」の存在が確認された。このような周知システムの問題は、教員や指導主事の多忙化と相まって、増幅されていることが予想される。

これらの問題解決にむけた改善策として、要領を十分に理解し、教員と指導主事双方に橋渡しができる教員養成系等の大学研究者が、要領に関する研修の機会と場を設定し、広域の教員、指導主事、大学研究者を一堂に集めて調整役を果たすことが有効と言える。教員の資質向上に向けて、教委と大学との連携・協働が求められていることから、それぞれの立場から要領理解・周知に向けた方策を検討することによって教員と指導主事とのつなぎ役を果たせるのではないかと考えたためである。これらにより、要領に関する関係者の理解が深まり、周知システムの構造的・人的問題を効果的に解決することができると考えられる。実際に、これまで大学研究者は所属する学会や研究会を通じて、さらには民間が発行する解説本等を通して情報提供を行ってきており、それらは要領周知の一助ともなってきた。広域型地域連携モデルのメリットは、これまでの一方通行の情報伝達にとどまらず、教員と指導主事、さらには異校種の教員同士が互恵的関係を保ち、定期的

に顔をつき合わせて情報交流することで、相互の有益な情報の還流と補完が行われることが期待できること、である。

2) 広域型地域連携モデルの機能と構造

現在の要領周知システムは、OECD(2001)報告が「中央集権化された階層性による教師の職能開発で、(中略)平等性と効果的な実施という意味では分権化された制度より多くの利点がある。」と示すように、一定の機能を果たしていると言える。しかしながら、図 3、表 4、表 5 で指摘した構造的・人的問題も内在している。

その問題とは、現在の要領の周知経路は、国から都道府県等教育委員会、教育事務所、市町村教育委員会、学校現場といった順序での情報伝達であることから、情報の提供役、他は情報の受け手役という関係が固定しやすく両者の平等かつ協働的な関係を生み出しにくいこと、②ほとんどの大学研究者は、これまで要領の伝達経路に介在してこなかったことから、体育科教育学の理論的背景や研究成果などの知見と照らし合わせて、要領を咀嚼したり解釈したりしていく機会が生じにくいこと、などがあり、この問題を解決できるモデルの提案が必要と考えた。そのためには、参加者間の関係を、情報の提供役、他は情報の受け手役という関係から情報共有のための協働的な関係に構造化することで問題の解決の一助になると考えた。他方、既存の学会等においても、自主的参加に基づく参加者間の平等かつ協働的な権力関係の創出は可能であるが、広域型地域連携モデルでは、上意下達の構造をもつ現在の周知システムの補完機能を備えた情報共有システムとして、新たに次のような 3 つの機能をもたせる必要があると考えた。

① 研修会に参加する教員と指導主事は共通して、授業づくりと評価に関する情報を求めている。また、教員は自身が勤務する不十分な施設・用具環境において、効果的な体育授業をどのように展開するか、また自分が体験したことのない運動種目をどのように指導したらよいかといった授業実践にかかわる課題を解決することに関心があった。広域型地域連

携モデルで取り入れた平等かつ協働的な関係は、こうした参加者の日頃の不安や悩みを共有しやすくなり、即時的に解決したり、参加後の連絡、相談の取りやすさにつながったりするなどの機会となる。

② 指導主事は、要領に関する正しい理解、要領の周知の方策に関心があった。そのため、第 1 段階に参画している文部科学省の事業等に関連する会員が全 8 回開催された、広域型地域連携モデルの研究会に出席し、即時的に周知情報の確認ができるようにした。また、指導主事は、普段は各学校で、大勢の教員に対して講義形式で情報伝達する機会が多いが、広域型地域連携モデルで通常行われる協働的なワークショップ形式での情報交換により、教員の反応を確かめながら教員が求める情報を確実に伝えることができる。また指導主事同士の情報交換を通して、ベテラン指導主事の指導助言の内容・方法を学ぶ機会にもなる。

③ 教員と指導主事との有益な情報交換とネットワークづくりを促進するために、双方に橋渡しができる同地域に所在する教員養成系等の大学教員が所属する大学が拠点となることで開催しやすく、両者が集まりやすい。大学にとっても、教員を目指す学生たちにとって、要領理解や学校現場の情報を得る上で貴重な機会となる。

これらの点から、教員、指導主事、大学研究者が互恵的に利益を得られる関係を築くことができるのである。広域型地域連携モデルは、図 4 のように広域の教員、教委、大学研究者が立場を超えて一堂に会し、改訂要領及び新しい体育授業の進め方に関する情報を共有するための研究会を立ち上げることにより、複合的な情報ネットワークを構築する。これにより、現在の情報伝達方式にみられる様々な問題を補完することができると考えられる。

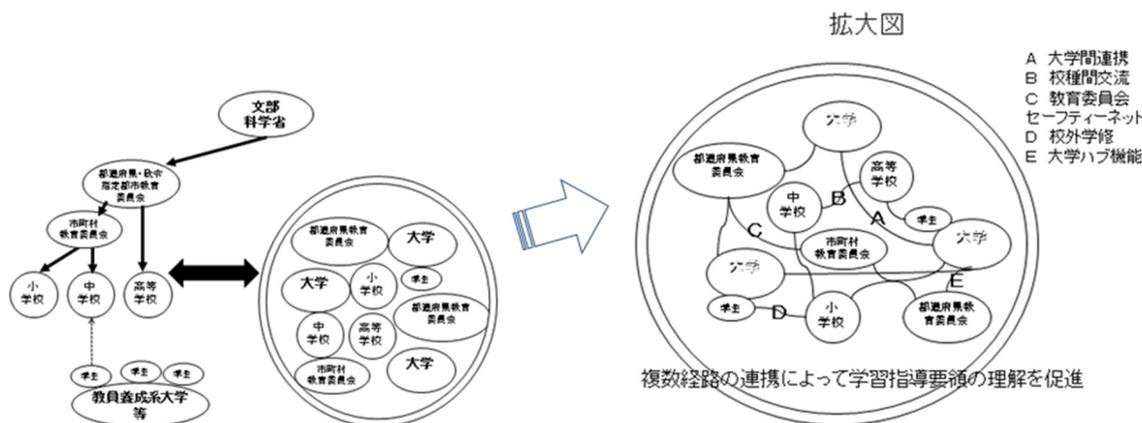


図 4 広域型地域連携モデル及び互恵的關係構造

5. 広域型地域連携モデルの立ち上げ

1) K ネットワーク研究会の概要

「広域型地域連携モデル」を具体化するため、定期的で開催される広域型地域連携モデル「K ネットワーク研究会」は、2011 年 6 月から概ね月 1 回のペースで研究会を行い、約 1 年間、運営した。K ネットワーク(以下、K ネットワークと略す)への参加者は、K 地区における広域の教員、指導

主事、大学研究者であり、彼らに対して、毎回、本ネットワークの効果、また要領及び授業づくりに関する意識についてアンケート調査を行った。広域型地域連携モデルが有効に機能するために、またすべての参加者が互恵的關係性を構築できるように、会則を設けて運営の工夫を行った(注 8)。また、表 6 で示したように K 地区各県が持ち回りで年 1 回の開催(計 8 回)することで、事務局

の研究会運営は年 1 回となり負担が分散される。その上で、情報共有はほぼ年間を通じて行われ、参加者が自由に参加することができるようにした。また、毎回のトピックスは話題提供者のバランスに配慮し、多様なテーマで情報交換を行った。

また、広域の会員に開催情報や実施内容が

速やかに伝わるよう K ネットワーク研究会ホームページ

(<http://kyushunet.com/sns/pages/katudou/k-keikaku.php>)を立ち上げ、各回のテーマが事前に周知できるようにするとともに、その成果物についても会員が閲覧できるよう配慮した。

表 6 広域型地域連携モデル(K ネットワーク)の活動概要

No.	日程	名称(場所)	参加数	トピックス(話題提供者)	各事務局による話題提供
1	2011年 6月11日	桜島ラウンド (K1県)	23	授業実践を分析する～剣道指導DVDより～ (元・文部科学省教科調査官)	・指導者養成研修～体づくり運動～ ・授業づくりアイデア提供 指導案検討会
2	2011年 7月2日	めんたいこラウンド (F県)	49	新学習指導要領に基づく指導と評価の在り方 (元・文部科学省教科調査官)	・福岡体育研究所の取り組み
3	2011年 10月1日	チャンポンラウンド (N県)	43	新学習指導要領に沿った年間指導計画の立て方 (元・文部科学省教科調査官)	・学習指導要領周知システムに関する研究 ・学習指導要領の具現化(高校体育)
4	2011年 11月14日	チキン南蛮ラウンド (M県)	29	新学習指導要領の取り扱い Q&A (元・文部科学省教科調査官)	・小中高の連携の在り方(DVD)
5	2011年 12月17日	湯けむりラウンド (O県)	47	今さら聞けない「評価の基礎」講座 (元・文部科学省教科調査官)	・武道の授業づくり ・小学校体育専科教員の取り組み
6	2012年 1月28日	火の国ラウンド (K2県)	50	単元の構造図の深化と発展 (元・文部科学省教科調査官)	・平成21-22年度 国立教育政策研究所 「学力の把握」研究指定校実践発表
7	2012年 2月18日	むつごろうラウンド (S県)	41	学習活動に即した評価規準の作成と判断基準 (元・文部科学省教科調査官)	・夢と希望をもたせる保健の授業づくり ・体育理論の模擬授業と授業研究
8	2012年 3月10日	ファイナルラウンド (K大学)	90	シンポジウム「学習指導要領改訂は何を求めているのか」 (学習指導要領解説作成協力者、元・文部科学省教科調査官、中央教育審議会特別委員、リフレット作成者)	・部活動等推進事業の概要 ・体育的学力を育む授業づくり

具体的には、各県の要望に応じて、要領の理解が不十分な箇所の再確認、それを踏まえた年間指導計画の立て方、評価の仕方等であった。また担当事務局からの話題提供として、地元自治体の学校における授業実践の紹介や要領周知に向けた教委の取組み等が紹介された。

例えば、第3回に開催したチャンポンラウンド(N県)では、中学校における体育分野の内容の取扱いに基づく年間指導計画作成のための参考事例を紹介した。本事例は、事前に第1段階に関係した大学研究者が K ネットワーク加入の中核となる指導主事等と共同して作成し、参加者の意見を求めた。また、N 県の取り組みとして、①小学校体育活動コーディネーターの活動、②男性教諭が行う中学校ダンスの授業、③要領の具現化を図る高等学校体育授業をテーマとしたブースを開設し、参加者が興味に応じて情報を収集しやすいよう配慮した。

開催後は、指導主事等による年間指導計画参考事例の小学校版や高等学校版の要望をもとに、小学校から高等学校までの年間指導計画検討フォーマットへの修正を図ることで、各県で活用

可能な要領周知に向けた教員向け研修ツールが充実するとともに、授業実践におけるアイデアについては、他県が次年度の行政施策を企画立案する際の参考となるものとなった。

2) K ネットワークの効果

ここでは、現在の要領周知システムにおける悉皆研修会と本研究で採用した広域型地域連携モデルそれぞれに参加した教員及び指導主事は、それぞれの研修会へ参加後、要領の理解、学校現場における授業実践、さらには学校-教委の連携等に対してどのような受けとめ方をしているか、研修会参加者を参加度合いから、悉皆研修のみに参加している①消極的参加者、②悉皆研修のみならず積極的に複数の研修に参加している者と広域型地域連携モデル参加者の意識の違いを検討した。具体的には、①「消極的参加者(263名)」、②「積極的参加者(891名)」、及び③「K ネットワーク参加者(31名)」の3者の参加意識の違いを分析するために、一元配置分散分析を行った。

表 7 要領周知に関する研修会への参加度合いにみた参加者の意識の違い

		①消極的参加者(263)		②積極的参加者(891)		③K ネットワーク参加者(31)		一元配置分散分析 F 値	多重比較 (p<.05)
		M	SD	M	SD	M	SD		
1	研修の指導や授業実践が適切にできているか不安がある	2.47	0.76	2.55	0.75	3.00	0.74	6.73 **	①, ②<③
2	研究会等の活動は、自身の指導や実践に有益である	3.19	0.77	3.52	0.58	3.74	0.68	29.92 ***	①<②, ③
3	新しい学習指導要領を理解している	2.52	0.64	2.75	0.59	2.87	0.76	17.15 ***	①<②, ③
4	他者に参考となる実践を行い、発信したりしていきたいと思う	2.33	0.79	2.63	0.78	3.42	0.72	32.73 ***	①, ②<③
5	サポートがほしい時に適切な助言や意見を得られる体制ができています	2.34	0.76	2.44	0.79	2.81	0.83	5.37 ***	①, ②<③
6	授業づくりに必要な様々な知識が不足している	2.47	0.76	2.52	0.73	2.84	0.93	3.50 *	①, ②<③
7	学習指導要領の理解に役立つ情報の発信ができています	2.02	0.67	2.20	0.70	2.52	0.96	10.75 ***	①, ②<③
8	学校や学習者の実態が把握できていない	2.34	0.90	2.04	0.85	2.26	0.86	13.08 ***	②<①
9	学習指導要領に関連した情報が円滑に収集できていない	2.45	0.67	2.29	0.75	2.13	0.99	6.02 **	③<①
10	自分に関連する様々な情報の取捨選択ができています	2.67	0.70	2.84	0.64	3.06	0.51	8.83 ***	①<③
11	職種や校種を超えた情報交換は自分にとって利益がある	3.28	0.70	3.40	0.66	3.94	0.25	14.26 ***	①, ②<③
12	研修や授業などの指導後に自分の課題を修正できています	2.78	0.63	2.97	0.53	3.13	0.72	12.61 ***	①<③
13	体育の地位を向上させたいと思う	3.06	0.84	3.30	0.77	3.97	0.18	22.98 ***	①, ②<③
14	学校、教育委員会、大学等の連携は形骸化しやすい	2.51	0.75	2.52	0.72	2.37	0.81	0.66	
15	自分のイメージ通りに学校や児童生徒への指導ができています	2.51	0.66	2.63	0.64	2.13	0.67	11.72 ***	③<①, ②

Scheffe 法

*p<.05, **p<.01, ***p<.001

表 7 の結果から、「14.学校、教委、大学等の連携の形骸化」を除いたすべての項目で有意差が確認され、全般的に「消極的参加者」や「積極的参加者」よりも「K ネットワーク参加者」の意識の高さが示された。具体的には、「4.他者への発信力 (F=32.73, p<.001)」、「5.適切な助言や意見を得られるサポート体制 (F=5.37, p<.01)」、「7.要領理解に役立つ情報の発信 (F=10.75, p<.001)」、「11.情報交換の有益さ (F=14.26, p<.001)」、「13.

体育の地位向上 (F=22.98, p<.001)」において有意差がみられた。

このことから、「K ネットワーク参加者」は、職種や校種を超えた情報交換の有益さを実感しており、他者に発信をしたいという意識や体育の地位向上へ願いが強いことがうかがえた。

また、「1.研修や実践に対する不安 (F=6.73, p<.01)」、「6.授業づくりに必要な知識不足 (F=3.50, p<.05)」、「15.自分のイメージ通りの指導

実践(F=11.72, p<.001)」の3項目では、逆転現象が確認された。具体的には、「K ネットワーク参加者」は「消極的参加者」や「積極的参加者」に比して、研修や実践に対する不安が大きく、授業づくりに必要な知識が不足していると感じており、さらには自分のイメージ通りに指導できているという評価が低かった。このことは、「K ネットワーク参加者」が感じる自身の実践に対する不安や過小評価は、現状に満足せず常に向上心をもって、よりよい体育授業の創造に向けて必要な情報を得

ようとする食欲さの裏返しではないかと考えられる。

3) K ネットワーク参加者の意識変化

広域型地域連携モデル(K ネットワーク)への継続的な参加者は、「消極的参加者」や「積極的参加者」に比して、要領に対する理解や体育への地位向上への想いが強く、要領の周知徹底に向けて自身も情報発信したいという意識がうかがえた。そこで、もともと意識の高いK ネットワーク参加者の意識の変化を検討した。

表 8 広域型地域連携モデルへの参加者の意識の変化

	第2回 (n=49)		第8回(最終) (n=31)		t値
	M	SD	M	SD	
1 研修の指導や授業実践が適切にできているか不安がある	2.21	0.82	3.00	0.74	4.28 ***
2 研究会等の活動は、自身の指導や実践に有益である	3.27	0.78	3.74	0.68	2.78 **
3 新しい学習指導要領を理解している	2.67	0.55	2.87	0.76	1.34
4 他者に参考となる実践を行い、発信したりしていきたいと思う	2.47	0.84	3.42	0.72	5.18 ***
5 サポートがほしい時に適切な助言や意見を得られる体制ができている	2.22	0.82	2.81	0.83	3.07 **
6 授業づくりに必要な様々な知識が不足している	2.65	0.72	2.84	0.93	1.00
7 学習指導要領の理解に役立つ情報の発信ができている	2.29	0.68	2.52	0.96	1.26
8 学校や学習者の実態が把握できていない	1.96	0.71	2.26	0.86	1.70
9 学習指導要領に関連した情報が円滑に収集できていない	2.20	0.71	2.13	0.99	0.40
10 自分に関連する様々な情報の取捨選択ができている	2.96	0.61	3.06	0.51	0.80
11 職種や校種を超えた情報交換は自分にとって利益がある	3.35	0.72	3.94	0.25	4.36 ***
12 研修や授業などの指導後に自分の課題を修正できている	2.88	0.60	3.13	0.72	1.69
13 体育の地位を向上させたいと思う	3.53	0.74	3.97	0.18	3.23 **
14 学校、教育委員会、大学等の連携は形骸化しやすい	2.67	0.86	2.37	0.81	1.53
15 自分のイメージ通りに学校や児童生徒への指導ができている	2.86	0.76	2.13	0.67	4.35 ***

対応のないt検定

p<.01,*p<.001

表 8 は、広域型地域連携モデルへの「K ネットワーク参加者」の第 2 回目と第 8 回目の意識調査の平均値に差があるかどうかについて対応のないt検定を行った。その結果、両者の平均値に有意差がみられたのは、「2.研究会の有益さ(t=2.78, p<.01)」、「4.他者への発信力(t=5.18, p<.001)」、「5.適切な助言や意見を得られるサポート体制(t=3.07, p<.01)」、「11.情報交換の有益さ(t=4.36, p<.001)」、「13.体育の地位向上(t=3.23, p<.01)」の5項目であった。また表7と同様に、「1.研修や実践に対する不安(t=4.28, p<.001)」、「15.自分のイメージ通りの指導実践(t=4.35, p<.001)」の2項目では逆転現象が確認

された。

第 2 回と第 8 回の参加者の中には、実際に継続して参加していた者もいたが記名式のアンケート調査ではなかったため、同一参加者の意識の変化は確認できない。しかしながら、継続して参加した者も含めて第 8 回の参加者は、第 2 回の参加者と比較して、職種や校種を超えた情報交換や研究会等の活動は自身の指導や実践に有益であり、サポートがほしい時に適切な助言や意見を得られる体制ができていると高く評価していた。また、他者に参考となる実践を行い発信したい、体育の地位を向上させたいと考えていることがわかった。これらの結果から、回を重ねるごとに

参加者の意識も高まり、この広域型地域連携モデルにおける研修自体も、よりインパクトを与えることのできるような研修モデルへと洗練されていったことが推察された。その一方で、研修の指導や授業実践が適切に実施できているかに対する不安が大きく、自分のイメージ通りの指導ができているという評価が低かった。

IV. まとめ 広域型地域連携モデルの効果と課題

本研究では、教員及び指導主事に対する意識調査を通して要領周知の広域型地域連携モデルの効果を明確にすることを目的とした。本研究で明らかになった点は次の3点である。

1. 要領周知に関する意識調査

教員からは「学校の全教員に情報が十分行き届かない」、また「情報を伝達する指導主事によって内容が変わる」、さらに「校務多忙で要領の理解まで行き届かない」といった課題が確認された。他方で、指導主事からは「部活動指導に熱心な教員に対して、いかに授業改善に関心を持ってもらうか」といった様々な教員への対応や、「学校や教員の実態に対応して情報を咀嚼し発信することが求められているが、自身の理解や対象の多様さに対して十分に伝えられていない」など、現在の要領周知経路は、3層構造であり、「構造的課題」と「人的課題」が内在している課題が確認された。

2. 広域型地域連携モデルの効果

上記の構造的・人的課題を補う情報交流研究会の機能をもつ広域型地域連携モデル(K ネットワーク)を立ち上げ、そこで継続的な研修を行い、そのモデルの効果を検証した。

その結果、K ネットワーク参加者は、①悉皆研修のみの消極的参加者、②学会や研究会等へ複数回出席している積極的参加者に比べて、職種や校種を越えた情報交換の有益さを実感しており、他者に参考となる実践を行い、発信したいという意識や体育の地位向上への思いが強いことが確認された。一方で、K ネットワーク参加者

は研修指導や授業実践が適切にできているかに対する不安が大きく、授業づくりに必要な知識が不足していると感じており、くわえて自分のイメージ通りに指導できているという評価が低かったことから、現状に満足せずよりよい授業づくりや授業実践に向けて必要な情報を得ようとする積極的な姿勢がうかがえた。

現在の要領周知では、教委と教員による「単線型」周知方式であるが、大学研究者が両者を直接的に結びつける場や機会を提供し、情報交流を促す研究会を広域型地域連携によって継続的に開催することで、参加者に対して次のような3つの効果が認められた。

- 1) 職種や校種を超えた情報交換の有益さや、サポートがほしい時に適切な助言や意見を得られる体制ができているという安心感を与えること
- 2) 研修の指導や授業実践が適切にできているか、自分のイメージ通りに指導ができているかという自身の指導や実践に対する意識を高めること
- 3) 他者に参考となる実践を行い発信したいという意識や、体育の地位を向上させたいという意識を高めること

3. 広域型地域連携モデルの課題

一方で、広域型地域連携モデルに対して定期的に参加したとしても、要領に関する情報を円滑に収集したり、要領の理解に役立つ情報の発信ができたりしているという評価が低かった。また、研修の指導や授業実践が適切に実施できているかに対する不安が大きく、自分のイメージ通りの指導ができているという評価が低かった。これらの点を踏まえ、要領周知システムからみた今後の課題として次の3点が挙げられる。

- 1) 「参加者が要領に関する情報を円滑に収集できている、要領の理解に役立つ情報の発信できている」ことへの評価が低かったことは、本研究は、広域型地域連携モデル開始後1年間の調査結果であり、実感をもてたり実践したりするまでの期間が十分でないことも予想される。そのため、複数年の期間でさらに調査を継続

する必要がある。

- 2) 研修の指導や授業実践が適切に実施できているかに対する不安が大きく、自分のイメージ通りの指導ができていないという評価が低かったことから、K ネットワーク参加者は、実践や発信に対する意識や体育の地位向上への思いが強く、参加者間では、課題や改善の必要性は共有できているものの、学校現場に対する指導や授業実践に運用する難しさがあると考えられる。今回の調査は、特に周知システム内の「教委—教員」間の第 2 段階の構造的問題にフォーカスして検討をおこなったため、学校内の教員間での情報共有を推進する第 3 段階のスキルアップの機会の機能及び人的問題を解消するための解決策については確認できておらず、今後、多角的・継続的な調査が必要である。
- 3) 今後のモデル改善を通して、より多くの学校関係者、大学研究者の参加によって検証を行う必要がある。実際に、教員及び指導主事が K 地域全域から各県で開催される広域型地域連携モデルに対して毎回参加することは、時間的にも金銭的にも難しかった。そこで試験的に SNS を活用することにより、会員へのリアルタイムの情報共有を図っていたが、その活用法及び効果については、今後、さらに検討する必要がある。

<注>

- 注1) 要領の周知経路は、公立学校を中心に伝達システムが確立している。国立学校は、文部科学省が開催する中央説明会が主な伝達の機会となる。また、私立学校は教委の私学学校担当課が担当しているため、教委ごとに対応が異なっている。
- 注2) 例年、要領改訂に伴い、都道府県教委、政令指定都市教委、国立学校教員等を対象とした新教育課程に関する中央説明会は、東京、大阪、福岡の 3 会場で実施され、その説明を受けて各教委が独自に地方説明会を開催している。
- 注3) 大学研究者が橋渡しをすることで、複数県

及び他校種の教師、県・市町村教委関係者が日常の立場を越えて情報を共有するモデルであり、周知システムを否定するのではなく、補完を目的としたものであり、公的研修会と民間団体のメリットを融合させたモデルと定義した。

- 注4) 教員数に比して指導主事の数が 43 人 (3.6%) と少ない。これは図 1 に示したように、学校で体育・保健体育の授業を担当する教員は、小・中・高合わせて 46.3 万人。これらの教員数に対して 67 都道府県教委の保健体育での小・中・高の担当者 200 人、教育事務所 254 の担当者、さらに、市町村数 1831 のうち、体育担当指導主事設置率 61% であることから、指導担当教員は、1500 名程度であり、学校現場に所属する体育主任を加え約 2000 人程度の授業指導担当の指導主事等が伝達に関与していると推察される。この数値は、あくまで非公開の担当指導主事名簿における担当数と教育事務所数、市町村の指導主事設置率から推察したものである。この割合は 0.4%。一方、本研究では 1142 人の教員に対して、指導主事は 43 人。このことを踏まえれば、相当数の指導主事から情報を得ることができたといえる。
- 注5) 調査項目検討会において、まずブレインストーミングを行い、1) 指導実践・研修等の現状については 85 項目の予備項目、2) 最も望む情報については 65 項目の予備項目をそれぞれ創出した。次いで、KJ 法を用いてそれぞれ調査項目の整理・統合の手続きを繰り返し、最終的には①5 カテゴリー15 の質問項目、②4 カテゴリー17 の選択肢を決定した。なお、検討会は体育科教育学の研究者 4 名、教科調査官および指導主事 2 名が参加し、そのうち、保健体育科の教員養成、現職教員養成に 4 名が 10 年以上の経験を有し、学習指導要領作成協力に 4 名、すべての参加者が要領周知の研修に全国レベルでかかわっていた。
- 注6) 第 2 回目と第 8 回目の研究会に参加し、か

つ全 8 回中 3 回以上、研究会に参加した人(31 人)を対象とした。本来、最初(第 1 回目)と最後(第 8 回目)を対象とすべきであるが、K ネットワーク参加者の始め/終わりの意識変化を分析するには第 1 回目(23 人)は対象数として少なかったため、第 2 回目(49 人)を始めるの調査結果とした。なお、①「消極的参加者(263 名)」、②「積極的参加者(891 名)」、及び③「K ネットワーク参加者(31 名)」の 3 者は別人であり、対象者は重複していない。

注7) K ネットワーク参加者の始めと終わりの意識の違いを分析するには、両者は同一人物で対応していることが望ましい。しかし第 2 回目と第 8 回目の対象者は必ずしも一致していなかった。それは、質問紙を無記名で回答してもらったからである。当然、記名させ同一人物の変化を分析した方が望ましいが、記名させることにより本音が引き出せなくなることを避けるために今回は敢えて無記名で調査した。また、対応のあるt検定を実施する上で、必要なサンプル数は 15 組と言われている(「医学書院 統計テストの選び方」 https://www.igaku-shoin.co.jp/paperDetail.do?id=PA02927_03)。両日の参加者名簿から第 2 回(n=49)と第 8 回(n=31)の 2 回とも出席した者(実際に対応する者)が、14 名ということで、「対応のある」t検定を用いて統計処理をする上で十分なサンプル数とは言えず、また第 2 回と 8 回それぞれの全対象者に占める割合がそれぞれ過半数に届かなかったため、「対応のない」t検定を用いた。

注8) 広域型地域連携モデルの会則は、①体育科教育の発展を目指す志があること、②役職等立場に関係なく、要領の理解とそれに基づきより良い体育授業実践の創造を目指して、率直に語り合えることの 2 点である。

<参考・引用文献>

・医学書院 統計テストの選び方 [https://www.igaku-](https://www.igaku-shoin.co.jp/paperDetail.do?id=PA02927_03)

shoin.co.jp/paperDetail.do?id=PA02927_03) (参照日 2016 年 1 月 15 日) 出原泰明(1992) 改訂の社会的背景と問題点. 体育科教育, 第 47 巻 3 号: 13-16.

- ・国立教育政策研究所 教育課程研究センター(2011a) 評価規準の作成, 評価方法等の工夫改善のための参考資料(小学校 体育). 教育出版: 東京.
- ・国立教育政策研究所 教育課程研究センター(2011b) 評価規準の作成, 評価方法等の工夫改善のための参考資料(中学校 保健体育). 教育出版: 東京.
- ・国立教育政策研究所 教育課程研究センター(2012) 評価規準の作成, 評価方法等の工夫改善のための参考資料(高等学校 保健体育) ~新しい学習指導要領を踏まえた生徒一人一人の学習の確実な定着に向けて~. 教育出版: 東京.
- ・九州体育・保健体育ネットワーク研究会(K ネットワーク) <http://kyushunet.com/sns/pages/katudou/k-keikaku.php>(参照日 2016 年 1 月 15 日)
- ・文部科学省(2006a) 審議経過報告(中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会)
- ・文部科学省(2006b) 今後の教員養成・免許制度の在り方について(中央教育審議会答申) http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chuky o/chukyo0/toushin/1212707.htm (参照日 2016 年 1 月 15 日)
- ・文部科学省(2008a) 小学校学習指導要領解説 保健体育編. 東洋館出版社: 東京.
- ・文部科学省(2008b) 中学校学習指導要領解説 保健体育編. 東山書房: 京都.
- ・文部科学省(2009a) 高等学校学習指導要領解説 保健体育編・体育編. 東山書房: 京都.
- ・文部科学省(2009b) 特集: 高等学校学習指導要領の改訂. 月刊 文部科学時報 2009 年 5 月号. ぎょうせい: 東京.
- ・文部科学省(2012) 教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について~平成 24 年 8 月 28 日 中央教育審議会答申~(説明用資料).

- http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/miryoku/1326877.htm(参照日 2016 年 1 月 15 日)
- ・ 文部科学省 (2013). 地方教育費調査-結果の概要(教育行政調査) 地方教育費調査 http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/001/005/1270341.htm(参照日 2016 年 1 月 15 日)
 - ・ 都道府県教育委員会等による学校の教育活動への指導・支援に関する資料(参照日 2016 年 1 月 15 日) http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo1/003/gijiroku/04070701/006/001.pdf#search='%E6%8C%87%E5%B0%8E%E4%B8%BB%E4%BA%8B%E6%95%B0'
 - ・ OECD(経済協力開発機構): 奥田かなな訳 (2001) 教師の現職教育と職能開発 - OECD 諸国の事例比較. ミネルヴァ書房: 東京 pp.103-118. <OECD (1998) staying Ahead - In-service Training and Teacher Professional Development. OECD>
 - ・ 佐藤豊 (2011) 解説 全面実施に向けた各教科等の実践課題. 文部科学省教育課程課 編 (2011) 特集: 中学校新学習指導要領の全面実施に向けて. 月刊 中等教育資料 2011 年 4 月号. ぎょうせい: 東京.
 - ・ 佐藤豊・友添秀則・今関豊一・柴田一浩・大越正大 (2011) 日本における学習指導要領周知システムに対する大学連携の試み①. 日本体育学会 第 62 回大会号, p.268.
 - ・ 佐藤豊・友添秀則・今関豊一・柴田一浩・大越正大・深見英一郎 (2012) 平成 23 年度重点プロジェクト事業(重点研究プロジェクト事業) 報告 体育科教育のこれから-学習指導要領は何を求めているのか-. 鹿屋体育大学学術研究紀要, 45: 39-71.
 - ・ 佐藤豊・森良一 編 (2012) 観点別学習状況の評価規準と判定基準 中学校保健体育. 北尾倫彦 監修. 図書文化: 東京. pp.12-15.
 - ・ 佐藤豊・石川泰成・三木ひろみ・近藤智靖 (2013) 現職教員を対象とする研修(体育・保健体育)の実施状況調査集計結果. 科学研究費助成事業成果報告【基盤研究(B) 課題番号 24300214】.
 - ・ 白旗和也・森良一 (2012) [体育] 各教科等における学習指導要領全面実施1年を振り返ったの成果と課題. 文部科学省教育課程課・幼児教育課 編 (2012) 初等教育資料 2012 年 4 月号. 東洋館出版社: 東京.
 - ・ 白旗和也 (2012) 小学校教員の体育科学学習指導と行政作成資料の活用に関する研究. スポーツ教育学研究, 62: 59-72.
 - ・ 杉山重利・高橋健夫・園山和夫 (2009) 教師を目指す学生必携 保健体育科教育法. 大修館書店: 東京.